# FTA 交渉と農業問題

キヤノングローバル戦略研究所研究主幹 農学博士 山下一仁

### はじめに

WTOドーハ・ラウンド交渉では、75%を超える関税については7割削減するという原則に各国とも合意している。これに対して我が国は、低関税の関税割当数量(ミニマムアクセス等)を拡大するという代償を払っても、関税削減を最小限にとどめることができる例外品目をできる限り多く獲得するという交渉方針(これが実現すると食料自給率40%を50%に引き上げるという政府目標の達成は困難となるばかりか、米の減反は強化され、食料自給率は低下する)で臨んでいる。しかし、日本が要求する品目数(8%)はほとんどの国が合意している品目数( $4\sim6\%$ )を上回っている。

その一方、WTO交渉が滞っている中で、世界ではFTAの締結が進んでいる。特に、韓国は2大経済圏であるアメリカ、EUとFTAを合意している。しかし、我が国は農業問題を抱えるために、豪州から我が国とFTAを締結したいという強い要望があるにもかかわらず、交渉は進展していない。

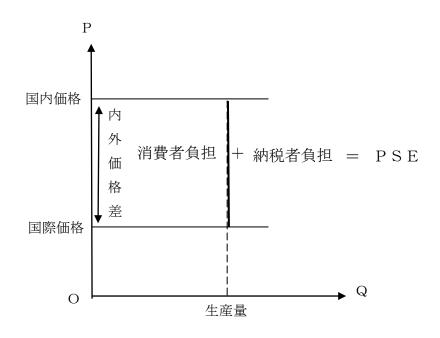
農業のために、WTO や FTA 交渉において通商国家である日本が積極的な役割を果たせない事態となっているのである。しかし、もはや農業はGDPの1%を占めるに過ぎず、国内農業存続のために国民全体の理解を得なければならない状況のもとで、農業界がこのような態度をとり続けることは農業界にとっても決して良いことではない。

#### 1. 我が国の農業保護の特徴

我が国農業界が関税引き下げや撤廃に抵抗するという態度をとり続けるのは、 高い価格で農業を保護してきたことに原因がある。高い国内価格を維持するためには高い関税が必要となるからである。

OECD (経済協力開発機構) が開発した農業保護の指標に PSE (生産者支持推定量) がある。これは、財政負担によって農家の所得を維持している「納税者負担」の部分と、国内価格と国際価格との差 (内外価格差) に生産量をかけた「消費者負担」の部分 ―― 消費者が安い国際価格ではなく高い国内価格を農家に払うことで農家を保護している額 ―― の合計を示す。

(図-1) PSEの概念



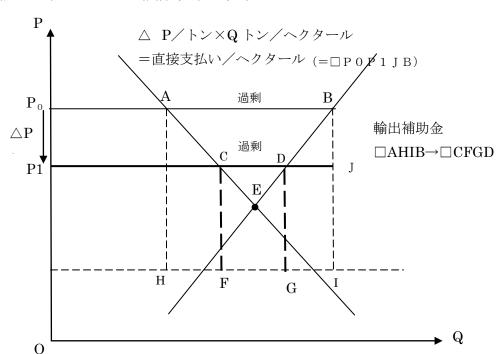
2006年のPSEは、アメリカが293億ドル、EUは1,380億ドル、日本は407億ドル(約4.5兆円)となっている。日本の農業保護額は、EUの3分の1以下で、人口・経済規模を考慮しても、EUと同程度である(しかし、農業生産の規模が日本は小さいので、農家受取額に占めるPSEの比率はアメリカ15%、EU33%に対して日本は55%となっており、日本の農業保護が少ないと主張することは誤りである)。にもかかわらず、WTO農業交渉において常に後ろ向きの対応しかしない一大農業保護国という批判が生じるのは、農業の「保護の仕方」が間違っているためである。

消費者負担と納税者負担からなる各国の PSE の内訳をみると、関税により実現された価格支持である消費者負担の部分の割合は、ウルグァイ・ラウンド交渉で基準年とされた  $1986\sim88$  年の数値で、アメリカ 37%、EU86%、日本 90% に比べ、2006 年ではアメリカ 17%、EU45%、日本 88%(約 4.0 兆円)となっている。

アメリカは、価格支持による消費者負担型農政に代えて、1960年代から農家に対する保証価格と市場価格との差を財政により補填(直接支払い等)することで、農家所得を維持しながら消費者への安価な食料供給と農業の高い国際競争力を実現してきた。

特に農政を大きく転換しているのは EU である。EU は 1968 年に、農産物価格を高く維持することで農家の所得を向上させようとする「共通農業政策」を成立させた。高い農産物の価格は需要を抑制する一方で、生産を刺激する。その結果生じた過剰農産物を、EU は輸出補助金をつけて国際市場でダンピングし

た。これは国際価格を引き下げ、アメリカなどの輸出国の農業に大きな打撃を与えた。ウルグァイ・ラウンドで輸出補助金の削減をアメリカに攻め立てられた EU は、1992年に穀物などの価格を大幅に引き下げ、農家に対する補助金の「直接支払い」によって補うという改革を行った。改革の方向は単純である。価格が高いから過剰が生じ、輸出補助金を出さなくてはならなくなるのである。価格が下がれば過剰は少なくなる。こうして、EU はアメリカと輸出補助金削減に合意することができたのである。



(図-2) EU の共通農業政策の改革

この改革により、3年間でEUの穀物生産は4.5%減少した。それだけではなく、価格低下によってアメリカからの輸入飼料用穀物を域内穀物で代替したことなどから、穀物消費量は23.5%増加し、膨大に積み上がっていた在庫量は3,330万トンから270万トンまで92%も減少した。価格を引き下げると消費は増加するのである。

今回のWTOドーハ・ラウンド交渉で、EUは輸出補助金の撤廃に合意している。現在、EUは、アメリカ産小麦に関税ゼロでも輸出補助金なしでも対抗できる。

他方、日本の農業保護は消費者負担が極めて高いという特徴がある。アメリカや EU が「消費者負担」から「納税者負担」へと国内農政の改革を進めてい

るなかで、日本のみが改革から取り残されている。EU がアメリカと同じ「直接 支払型農政」に転換したため、WTO 交渉では、かつての「アメリカ対 EU・日本」という構図が、「アメリカ・EU 対日本」という構図になっているのである。 ドーハ・ラウンド交渉で、我が国政府は関税引下げの例外品目を広く認めるよう交渉しているが、代償として低関税の輸入割当量(ミニマム・アクセス)について国内消費量の5%に相当する量を拡大することを要求される。国内の米生産量は850万トンだが、汚染米の原因となったミニマム・アクセスは現在の77万トンから120万トン以上に拡大する。これは米だけではなく、麦、乳製品、砂糖、でん粉等でも同様である。農産物の輸入量が増加するので、食料自給率は低下する。農業界の要望に基づく日本政府のWTO 交渉への対処方針は、農業界が強く要望した食料・農業・農村基本法の食料自給率向上という目標に反しているのである。政府がこうまでして守ろうとしているのは、米の778%に代表される高関税であり、それが守っている高い農産物価格である。農業界にとって重要なことは、食料自給率向上ではなく、高い農産物価格による農業保護だからである。

(表一1) 日本、アメリカ、EUの農業政策の比較

項目	日 本	アメリカ	E U
生産と関連しない直接支払い	<ul><li>△ (一部の畑作物)</li></ul>	0	0
環境直接支払い	△ (限定した農 地)	0	0
条件不利地域直接支払い	0	×	0
減反による価格維持を条件 とした戸別所得補償	•	×	×
1000%以上の関税	こんにゃくいも	なし	なし
500~1000%の関税	米、落花生、でんぷん、	なし	なし
200~500%の関税	小麦、大麦、バ ター、脱脂粉乳、 豚肉、砂糖、 雑豆、生糸	なし	バター、砂糖 (改革により 100%以下に 引下げ可能)

注)○は採用、△は部分的に採用、×は不採用、●は日本のみ採用

## 2. FTA の貿易転換効果

## (1) 貿易転換効果

自由貿易協定についてこれまでの国際経済学の結論は、ある国にとって特定の国との間で自由貿易協定を結ぶのがよいのかどうかは、貿易創出効果と貿易転換効果の大きさによるものであり、一概に言えないというものである。

貿易創出効果:その国の生産が輸入に代替される。(消費者は安い輸入品を購入できる)

貿易転換効果:その国へ一番安く輸出していた輸出国から協定締結国からの 輸出に転換される。(関税収入が減少する)

Krugman · Obstfeld [2000] は次のような例によって説明している。

アメリカの小麦生産コストがブッシェル当たり4ポンド、フランス6ポンド、イギリス8ポンドであるとする。イギリスは5ポンドの関税をかけていたのでアメリカ産小麦は9ポンド、フランス産小麦は11ポンドとなるため、イギリスの消費者は8ポンドでイギリス産の小麦を買っていた。フランスとの間の関税をゼロにするとイギリスの消費者はフランス産の小麦を買うことになる。これは従来8ポンドしていた小麦を6ポンドで買うことができるので、イギリスにとって利益である。これに対し、当初の関税が3ポンドであった場合はイギリスの消費者は最も安いアメリカ産の小麦を7ポンドで買っていたことになる。ここでフランスとの間の関税をゼロにするとイギリスの消費者はフランス産の小麦を6ポンドで買うことになる。しかし、アメリカ産の小麦のほうがフランス産小麦より安いことには変わりない。イギリスの消費者が払った3ポンドの関税は関税収入としてイギリス政府のものとなったのであり、イギリス経済にとってコストではない。イギリスは小麦を輸入するためにより多くの資源を割かなくてはならなくなった結果、経済厚生水準が低下するのである。

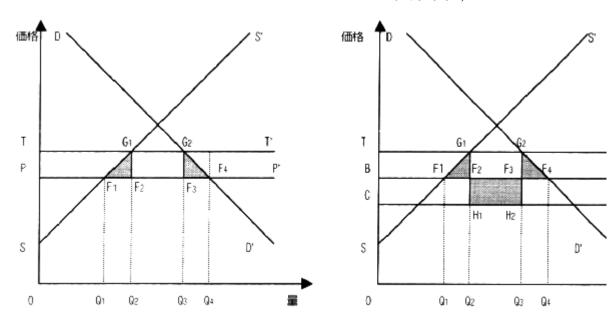
(Krugman · Obstfeld [2000] 243頁)

この例からも明らかなように、イギリスの経済厚生水準が低下したのは、世界で最も安いコスト・価格で輸入できる国から域内で最も安いコスト・価格で輸入できる国に輸入先を転換したからである。すなわち、イギリスにとって交易条件が悪化したからに他ならない。

図-3の PP'の線は国際価格の水準、TT'は関税を付加したときの水準である。 関税をゼロにすることによって国内価格は P まで落ちる。供給曲線は S-F1-G1-G2-T'という直線から S-F1-F2-P'という直線に変化していく。当初の消費者余剰は $\triangle DG2T$ ,生産者余剰は $\triangle TG1S$ ,関税収入は $\Box G1G2F2F3$ であるが、自由化後はそれぞれ $\triangle DF4P$ , $\triangle PF1S$ ,ゼロとなる。 したがって、斜線を引いたところ( $\triangle G1F1F2$ と $\triangle G2F3F4$ の合計) が貿易自由化の利益となり、これを貿易創出効果と呼ぶ。

次に図-4について、Cを世界で一番安く供給している国の価格、Bを自由貿易協定あるいは関税同盟を結ぶ相手国の供給価格、Tを従来からの関税込みの水準とする。従来は、Cの国から輸入してきて、 $\Box G1H1H2G2$ の関税をとってきた。ところが、今度はBという国からの輸入に変わるので、部分的には貿易創出効果によって $\Delta G1F1F2$ と、 $\Delta G2F3F4$ の利益は増加するが、他方、従来とってきた $\Box F2H1H2F3$ の関税収入に相当する利益がなくなってしまう。これが貿易転換効果で、この効果が大きいときには、自由貿易協定は必ずしも当該国にとってメリットをもたらさない。

(図−3) 貿易創出効果 (trade creation) (図−4) 貿易転換効果 (trade diversion)



### 出所: Chacholiades [1978]

貿易転換効果は関税率が高いほど大きくなる。また、△G1F1F2、△G2F3F4という貿易創出効果は需要、供給の価格弾力性が小さいほど小さいものとなる。つまり、農産物については、高関税で保護されているうえ、一般的に需要、供給の価格弾力性が小さいので、貿易転換効果が貿易創出効果を上回りやすくなる。

### (2) ガット第24条の規定

二国間または複数国間で貿易障壁を撤廃しようという自由貿易協定は、WTO の「最恵国待遇原則」の重大な例外であるため、GATT の規定により、実質上全ての貿易について関税撤廃が要求される。ガット第24条第8項(b)は、「関税その他の制限的通商規則が構成地域間における実質上の全ての貿易について

廃止されている」と規定している。

このガット第24条が規定されたのは1948年であり、自由貿易協定について検討が開始された1950年のヴァイナー以降の経済理論を反映したものではない。貿易転換効果が多数の財で見られるときに「実質上全ての貿易」を対象とすることはこれまでの経済理論と矛盾する。また、次善の理論からすると、他の部分の非効率性(独占、域外国との関税)をそのままにしておいて一部のみについて完全な効率性(完全競争、域内国との自由貿易)を追求することは経済的にみて必ずしも効率的ではない。

ただし、「実質上の全ての貿易」について統一的な定義や解釈はない。これが構成国間の貿易の何パーセントをカバーしなければならないのかについて基準はない。ただし、過去のいくつかのガット作業部会においては、この概念は量的な面のみならず、質的な面も有しているので、経済活動の主要な分野、特定のセクター全体(例えば農業)を除外することは許されないとの意見が記録されている。他方、これまで締結された各国の自由貿易協定をみると、ほとんどの協定で一部農産物が対象外とされており、ガット第24条はいくつかの産品について自由度を認めたものであると各国は解釈している。かつてEUが90%を対象とすると述べたことから、これが一つの目安とされている。

## (3) 現実の自由貿易協定

貿易転換効果が生じる場合とは、関税を払って輸入が行われている場合である。日本の米のように、少量のミニマムアクセス(関税割当て)を除き、高関税によってまったく輸入が行われてこなかった場合には、関税収入がそもそもないので、世界で一番安く供給している国ではない国との間で自由貿易協定を結んだとしても、貿易創出効果しかなく我が国の経済厚生水準は向上する。しかし、高関税で守っている品目ほど、各国にとっては保護したい品目である。これまで我が国が結んできた FTA で米等の重要な農産物はすべて対象とされてこなかった。経済的に有意義であっても、政治が認めないのである。

さらに、世界で一番安く供給している国との間で自由貿易協定を結び関税をゼロとする場合は全世界との間で関税をゼロとすることと同じことになり、経済厚生水準は最大となり、かつての関税収入は全て消費者余剰の増加に吸収され、貿易転換効果は発生しない。しかし、現実にはアメリカが競争力のないメキシコとの間では全ての農産物を自由化したにもかかわらず、競争力のあるオーストラリアに対しては主要農産物についてほとんど自由化しなかったように、自国内に保護すべき産業がある場合に世界で一番安く供給している国との間で自由貿易協定を結び当該産品の関税をゼロとするような事態はまず想定されない。アメリカ・カナダ間の北米自由貿易協定(NAFTA)では農産物についてアメリカは乳製品、砂糖、ピーナッツ、綿等1199品目中69品目、カナダ

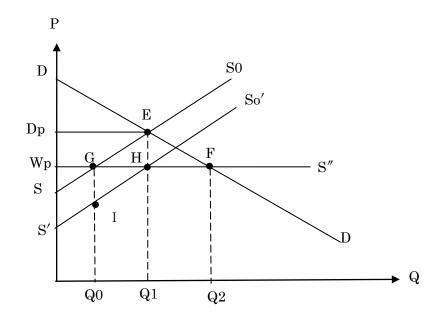
は乳製品、鶏肉、卵、マーガリン等1015品目中35品目を対象外としている。カナダ・メキシコ間でも同様である。2004年2月に締結されたアメリカとオーストラリアの自由貿易協定では、オーストラリアから砂糖、乳製品、牛肉等の農産物について自由化要求があったにもかかわらず、アメリカ国内の農業界の強い抵抗により、砂糖については自由化どころかオーストラリアからの輸入枠の拡大すら認めず、乳製品については輸入枠の拡大(ただしアメリカ国内市場の0.2%相当)、牛肉については18年間で18.5%の輸入枠の拡大を行った後自由化するという合意にとどまっている。

貿易転換効果が生じるような場合には、域外国との間で貿易摩擦を生じるおそれがある。我が国はメキシコ、タイ、フィリピン等とのFTAでは、米など日本にとって重要な農産物については関税撤廃の対象とはしてこなかった。しかし、農産物の一大輸出国であるオーストラリアとのFTA交渉では、米、小麦、牛肉、乳製品などオーストラリアが関心を持つ品目は多数に上り例外品目に押し込めなくなっているため、交渉はほとんど進展していない。さらに、これらの品目はアメリカも輸出国になっていることから、オーストラリアとの間で関税を撤廃すると、アメリカからもFTA締結による関税撤廃を要求されかねない。そうすると、我が国の農業界にとっては、FTAのドミノ現象がおこり、WTOの最恵国待遇の原則の下で多数の国に対して関税を撤廃する場合と、実質的に同様の結果になってしまう。これが、農業界を自由貿易協定に消極的にさせる要因である。

## 3. 望ましい貿易政策―関税か直接支払いか

しかし、そもそも貿易転換効果は最恵国待遇の下での関税が高いことから生じているものである。自由貿易協定を締結するにしても、日本としては EU のように価格支持から直接支払いへという農政改革を進め、関税引き下げに対応することを基本とすれば、貿易転換効果は最小限にすることが可能となる。自由貿易協定を推進するためにも、WTO 交渉に積極的に対応することが求められる。高関税品目を減少していけば、自由貿易協定締結に対する農業界の抵抗も少なくなるし、FTA の貿易転換効果を減殺できる。高関税、高農産物価格依存の農政から脱却する必要があるのである。

(図-5)関税か直接支払いか



農業が多面的機能や食料安全保障という外部経済を持っていることが農業保護の理由に挙げられている。それを考慮した供給曲線がS'  $S_0'$  である場合において、関税も直接支払いもなければ、トータルの余剰は $\Box$ DFGSに外部経済効果 $\Box$ SS' IGを加えた $\Box$ DS' IGFとなる。関税によってE点で生産が行われる場合の余剰は、 $\Delta$ DES+ $\Box$ SS' HE= $\Box$ DS' HEである $\Delta$ E HFが $\Delta$ GIHよりも大きいときには、関税で国内農業を保護するよりも、関税も直接支払いもない自由貿易の方が、余剰が大きくなる。つまり、このときには、関税で農業を保護すれば、経済厚生水準を低めてしまうのである。逆に $\Delta$ EHFが $\Delta$ GIHよりも小さいときには、関税の方が、余剰が大きくなる。。関税ゼロで、外部経済効果EH=SS' に相当する直接支払いを交付することによって、市場での供給曲線をS' So' にシフトさせる場合には、外部経済効果と直接支払いは相殺されるので、総余剰は消費者余剰 $\Delta$ DWpF+生産者余剰 $\Delta$ WpS' H= $\Box$ DS' HFとなる。明らかに、直接支払いを交付する場合に、余剰は最大となる。

関税の削減・撤廃は、国内の補助金にも影響する。牛肉の関税収入や高い関税の下で実現できる関税割当量の麦の輸入差益(消費者負担)などは、国内の子牛・畜産農家や麦作農家の補助金に充当している。関税が引き下げられると、国内農家への補助金の財源が縮小してしまうことも、農政当局が自由貿易協定に反対する理由だろう。しかし、これまでの政策による高い関税による消費者負担を、別途財源を求めることにより納税者負担に代えるだけである。また、ドーハ・ラウンド交渉が妥結すると牛肉関税は(50%の譲許税率を57%削減することが要求されるので)21、5%に低下し、37.5%のときの関税

収入は維持できなくなるので、いずれ別途財源を求めざるをえなくなる。このような関税から直接支払いへの移行は経済厚生水準を向上させる。

## 4. 消費者負担型農政から納税者負担型農政への移行による必要額

現時点での国内外の農産物価格、国内の農産物生産額や生産量等を前提として、関税が段階的削減を経て10年後に撤廃された場合に、現在の国内生産を維持するためには、どの程度の直接支払い(財政負担)が必要となるかを示すこととする。その際、野菜や果物はすでに関税が低い水準にあり、生鮮品であることや消費者の国産嗜好が存在することから、現在でも輸入品との競争力は存在し、追加的な対策は必要ないものとする。また、豚や鶏についても、関税ゼロの輸入穀物(とうもろこし、大麦等)の加工品であり、仮にある程度の内外価格差が存在したとしても、それは我が国の土地の賦存量の少なさ等の自然条件の不利性に起因するものではないので、ここでは、他の工業品の自由化の場合と同様、特段の追加的な対策は必要ないものと仮定する(これらについても、すでに肉用子牛等対策費のなかである程度手当てはなされている)。

#### (1) 米

# ア. 必要関税率

我が国の米と品質的に競合するのは、同じジャポニカ米である中国産またはアメリカ産の短粒種である。インディカ米であるタイ米はあられ、せんべいの原料にしか向かず、平成5年のいわゆる平成米騒動の際、タイ米と混米した米を消費者が嫌ったことからもわかるように、食用には向かず、国産米と競合しない。

現在、政府が輸入しているミニマム・アクセス米のうちSBS方式で輸入 されている米は外食等において食用に供されているものと思われる。このう ち、ほとんどを占める中国産うるち精米短粒種について、売り渡し価格を買 い入れ価格で除して1を控除すると必要な関税率が求められる。

この率は、平成  $17\sim21$  年度の 5 カ年平均では 56.3%、平成  $19\sim21$  年度の 3 カ年平均では 46.9%、平成 2 1 年度においては 39.4%となっている。また、平成 2 1 年度における推移を見ると、 4 3. 8 % (2 1 年 9 月)、 4 1. 2 % (1 0 月)、 3 8. 6 % (1 1 月)、 3 6. 7 % (2 2 年 1 月)、 3 5. 2 % (2 月)、 3 3. 6 % (3 月) となっており、中国産米の価格上昇により、時を経るにつれて、減少している。

## イ. 現時点での内外価格差を前提とした場合の必要財政負担額

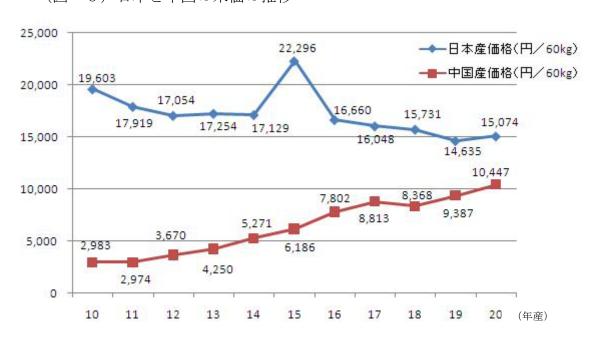
平成20年の米生産額は19,014億円である。これが、上記の必要関税率 (X) の関税をかけた中国産米と均衡すると仮定すると、関税をゼロにした場合の必要財政負担額は、19,014億円× (X/100+X) で求めら

れる。これは、必要関税率が平成  $17\sim21$  年度の 5 カ年平均のときには 6574 億円、平成  $19\sim21$  年度の 3 カ年平均では 6037 億円、平成 21 年度では 5,375 億円となる。

## ウ. 留保事項

(ア) 下の図が示すとおり、この10年間で国内の米価格は需要の減少により、60kg 当たり2万円から1.5万円へと25%傾向的に低下している。他方で、中国産米の価格は3千円から1万円強の水準へ3.5倍に増加している。需要面では、中国ではほとんど生産されてこなかったジャポニカ米の生産シェアが3割にも増加しているように中国でジャポニカ米への嗜好が増大していること、供給面では、中国がいわゆる3農問題を解決していくと労働コストが上昇していくことから、中国産米の価格は引き続き上昇傾向で推移していくと思われる。以上を考慮すると、10年後には日本米と中国産米の価格差が逆転していくことも考えられる。

(図-6) 日本と中国の米価の推移



注:日本産は玄米、中国産は精米の、短粒種の価格。19年については、日本産は10月現在、20年については米価格センターに上場がないため比較可能な数値はないが、20年の相対取引価格と19年の上場価格の比から推計。

(イ) 現在においても、減反が廃止されれば、国内の米価格は9千5百円程度に低下し、関税は必要なくなる。

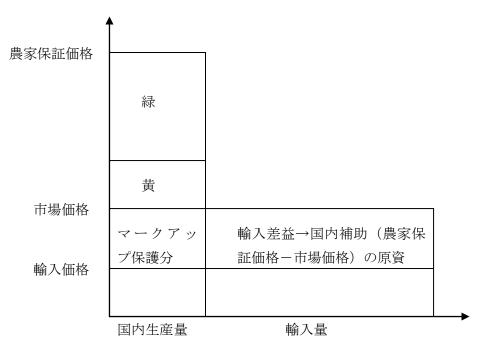
エ. 以上から、10 年後の必要財政支出額は $0 \sim 6$ , 574**億円**(平成 $17 \sim 21$ 年度の5 カ年平均の必要関税率を採用した場合)となる。

## (2) 麦、大豆、砂糖、でんぷん

## ア. 現在の保護の仕組み

これらの農産物は、国内市場価格と輸入価格の差を農林水産省(麦)、農畜 産振興機構(砂糖、でんぷん)という国家貿易企業がマークアップとして徴 収し、基本的にはそれを財源にして、国内農産物の農家保証価格と国内市場 価格との価格差補てんに充てている。(大豆については既に関税はゼロであ る)

## (図-7) 水田・畑作経営安定政策の内容(麦)



### イ. マークアップ保護部分の財政支出への置き換え

個別農産物のマークアップに国内生産量を乗ずれば、必要額が算出できる。 (ア) 麦

小麦のマークアップは、国際価格の高騰によりほとんどマークアップが存在しなくなった平成 19年のような年も存在するので、平成 17~21年度の5中3の平均をとると14,786円/トンとなる。大・はだか麦のマークアップは現在公表されていないので、平成13年度当時の8,000円/トンとする。また、21年産小麦は大幅な減産となったので、17年産から21年産の最大と最小を除く生産量の平均を生産量として必要額を算出すると、14,786円/トン×864千トン(小麦)+8,000円/トン×186千トン(大・は

だか麦) = 143億円。

(イ) 砂糖

平成 20 年度生産量 878 千トン×37. 1円/kg=325億円

(ウ) でんぷん

平成 20 年度生産量 277 千トン×4,823 円/トン=13億円

- (工) 合計 481億円
- ウ. 現行財政支出額
- (ア) 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、農家保証価格と市場価格の差に対して支出している額(水田・畑作経営安定政策)は1,549億円(平成22年度予算)。
- (イ) その他の交付金(平成21年度)
  - ① 砂糖(甘味資源作物交付金+国内産糖交付金) 5 2 9 億円
  - ② でん粉 (でん粉原料用いも交付金+国内産いもでん粉交付金) 72 億円
- (ウ) 合計 2, 150億円

### (3) 牛肉

ア. 関税を撤廃した場合の必要な財政負担額

牛肉の関税は3.8.5%なので、和牛、乳用種を含めたすべての国内産 牛肉生産が影響を受けると仮定し、米と同様の試算を行うと、国内生産額 4,591億円× (3.8.5/100+3.8.5)=1,276億円

しかし、これまで牛肉を自由化して以降、国産牛肉価格への影響が生じたのは輸入牛肉を品質面で競合する乳用種であり、国産牛肉の 4 割を占める和牛への影響はほとんど見られなかった。関税が撤廃された後においても、和牛への影響は大きくないものとすると、上記の数値は過大なものと評価できる。

イ. 既存の肉用子牛等対策費 790 億円

#### (4) 生乳

(4-1) バター、脱脂粉乳等向けの加工原料乳

ア. 生乳ベースで換算した必要関税率の試算

バター、脱脂粉乳等については、関税(バター35%、脱脂粉乳25%)に加え、農畜産振興機構が国内価格と関税後の価格との間を差益として徴収している。バター、脱脂粉乳について、関税と差益の合計を関税賦課前の輸入価格で割った率は、平成17~平成21年度のデータで、バターが124.5%、脱脂粉乳が46.6%となる。生乳からバター、脱脂粉乳が同時に算出されるという乳業の特徴から、これを足して2で割り、生乳ベースでの必要関税率(バターの必要関税率+脱脂粉乳の必要関税率)  $\div$ 2)を求めると、85.6%とな

バター	数量	買入金額	数量	売戻金額	マークア ップ率
カレントアクセス(関税控除)	28,014	12,382,795,498	30,059	27,650,497,427	123.3%
一般輸入(関税控除)	1,016	766,983,370	1,016	1,870,608,481	143.9%
合計	29,030	13,149,778,869	31,074	29,521,105,908	124.5%

脱脂粉乳	数量	買入金額	数量	売戻金額	マークアッ プ率
カレントアクセス(関税控除)	11,856	2,848,261,522	9,433	4,028,608,217	41.4%
一般輸入(関稅控除)	777	411512221.6	777	750705574	82.4%
合計	12,633	3,259,773,744	10,210	4,779,313,791	46.6%

(注) 価格高騰時に緊急的に行われる指定乳製品の追加輸入を除いて算出。

国内の酪農団体(ホクレン)と乳業メーカーとのバター等向けの生乳取引価格は本来 60 円/kg(飼料価格高騰により 20 年度 8 円くらい引き上げられ、現在 67 円/kg)であり、また、豪州の生乳価格が 40 セント、34 円程度であり、ここから試算すると 76% となる。

したがって、以下では、両者の中間を採用し、必要関税率を 80%として算 定する。

- イ. 関税等を撤廃した場合の必要な財政負担額
  - ① kg あたり単価=生乳取引価格  $(60 \text{ P}) \times 80 / (100 + 80) = 26.7 \text{ P}$
  - ② バター等向けの生乳取引数量は、平成22年度では加工原料乳補給金の限度数量185万トンである。しかし、限度数量が平成12年度の240万トンから平成22年度にかけて77%に減少しており、この傾向が都府県の酪農家の離農等から今後も継続すると仮定すると、142万トンとなる。
  - ③ したがって、必要な財政負担額は①と②を乗じた **379 億円~494 億円** となる。
- ウ. 現在の加工原料乳生産者補給金は 219 億円 (11.85 円/kg×185 万トン) (4-2) チーズ向け加工原料乳
- ア. 必要関税額

現行関税が 29.8%なので、30 円/kg(チーズ向け生乳取引価格)× (29,8 /100+29,8)×31 万トン=**21 億円** 

### イ. 現行予算額 29 億円

## (5) その他品目

- ア. 落花生―生産額は111億円(平成20年推計)、千葉県が75%程度のシェアを持っている。国内生産者価格と輸入品価格から必要関税率を217%と仮定すると、76億円となる。
- イ. こんにゃく芋—生産額は約100億円(平成16年)、群馬県が85%のシェアを持っている。必要関税率を400%と仮定すると、80億円となる。
- ウ. 小豆—生産額は178 億円 (平成20年推計)、北海道が88%のシェアを持っている。必要関税率を134%と仮定すると、102 億円となる。
- エ. 以上の作物合計額は258億円。

## (6) 合計額

以上を総合すると、関税撤廃等により、必要となる追加財政負担額は、米 0  $\sim$  6, 5 7 4 億円、麦等 4 8 1 億円、牛肉 1,276 億円、生乳 400 $\sim$ 515 億円、その他品目 258 億円、合計すると、2,415 億円 $\sim$ 9,104 億円 となる。既に予算措置している額は、麦等で 2,150 億円、牛肉 790 億円、生乳 248 億円、合計 3,188 億円なので、これらも含めると、5,603 億円 $\sim$ 12,292 億円となる。

なお、FTAでは貿易量の10%程度は関税撤廃の例外扱いが可能である。さらに、 関税は段階的に下げられるので、一気にこれだけの財政負担が必要となるので はない。また、この間に国内農業の合理化が進むとともに、米以外の農産物価 格も途上国での人口や所得の増加等により上昇していくことを考慮すると、10 年後の最終的な財政負担もこれほどは必要ではない。